



平成 29 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 新井 英雄
(コード番号 1821 東証第一部)
問合せ先 法務部長 須田 直亮
(TEL 03-4582-3000)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり訴訟の提起を受け、本日、訴状が送達されましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

(1) 訴訟が提起された裁判所

東京地方裁判所

(2) 訴訟が提起された年月日

平成 29 年 11 月 28 日

2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、レジデンシャル社といいます。）及び株式会社明豊エンタープライズが発注し、当社が施工した横浜市所在のマンション（以下、本件マンションといいます。）について、本件マンションの一部に段差が生じたことを契機として杭工事において不具合が懸念されるとして、本件マンションの管理組合は全棟建替えを決議し、レジデンシャル社が、当該建替え費用、建替え工事期間中の仮住い費用等を負担したと主張して、その費用等について、レジデンシャル社により施工会社である当社並びに杭施工を行った下請会社 2 社に対し、求償する訴訟が提起されたものであります。

3. 訴訟を提起した者の概要

名 称	三井不動産レジデンシャル株式会社
所 在 地	東京都中央区銀座六丁目 17 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤林 清隆

4. 訴訟の内容

(1) 請求の内容 : 当社、杭施工を行った下請会社 2 社に対する不法行為責任、瑕疵担保責任等に基づく損害賠償請求訴訟

(2) 請求額 : 約 4 5 9 億円

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本訴訟におけるレジデンシャル社の請求は、根拠を欠くものであると考えており、裁判において、適切に当社の主張を展開してまいります。

また、本訴訟が当社の今後の業績に与える影響を現時点で見通すことは困難であることから、本訴訟の当社業績に対する影響は見込んでおりません。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上